



日時
11月30日(土)
午前10時～午後4時

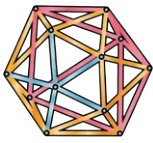
会場
月島区民センター

建築ワークショップ

時間
午後1時～4時

会場
月島社会教育会館5階講習室

内容
建築の構造体をテーマにしたコテトラワークショップを開催します。日用品のストローとゼムクリップを使って、基本となる正三角すい「コテトラ」をつくり、工夫しながら重ねて建物模型をつくりま



耐震個別相談会
時間
午前10時～正午、午後1時～4時

内容
耐震に関する相談や助成制度の説明を耐震の専門家および区の職員が行います。



工作教室
時間
午前10時～正午

対象
小学生以上
内容
木造住宅の専門家が、のこぎりや金づちを使った、木のフリーラックの作り方を教えます。



定員
20人(先着順)

◎当日参加することもできます(予約優先)。

申し込み方法
電話またはファクス、Eメールで①工作教室②氏名③電話番号④参加人数を記入して申し込む。

防災VR体験
時間
午前10時～午後4時
内容
地震や火災について、3D映像を通して体感できます。



耐震改修工法の展示・免震構造建物の揺れ体験
時間
午前10時～午後4時
内容
大地震時に免震構造の建物がどの

ように揺れるのか起震車で体験します。また耐震改修工法を中心に展示・説明を行います。

◎起震車は雨天中止です。

スタンプラリー・抽選会
時間
午前10時～午後4時
内容
スタンプを全て集めると抽選会に参加できます。素敵な商品を用意していますので、ぜひご参加ください。



共通
◎荒天時は中止する場合があります。
◎参加費は全て無料です。
☎(3546)5459
FAX(3546)9551
e kentiku_03@city.chuo.lg.jp

広報紙 「区のおしらせ ちゅうおう」の個別配送

新聞を定期購読していない区内在住者のうち、区施設などで広報紙を入手することが困難な高齢の方・障害のある方で希望する方に広報紙を個別配送しています。

送付する号
11日・21日号、1月1日号

◎1日号(1月1日号を除く)は、町会・自治会を通じてお届けします。

申し込み方法
郵送を希望する号の発行日15日前

(必着)までに広報課広報係へ申込書を持参、☎へ郵送、ファクスまたはEメールで申し込む。

申込書の配布場所
区役所2階広報課、日本橋・月島特別出張所で配布する他、区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎申込書の郵送をご希望の場合は広報課広報係へお問い合わせください。

◎「区のおしらせ ちゅうおう」は区のホームページにも掲載しています。

声の広報・点字広報のご案内
「区のおしらせ ちゅうおう」をCD・カセットテープに録音した「声の広報」、点字版にした「点字広報」を、毎月3回発行しています。

申し込みいただいた方には郵送でお送りします。近隣の方などで必要とされる方がいらっしゃいましたらご案内にご協力ください。

対象

区内在住・在勤で視覚障害のある希望者(身体障害者手帳1～6級所持者)

費用
無料

申し込み方法
電話または区役所2階広報課で直接申し込む。

☎104-8404
中央区築地1-1-1
広報課広報係
☎(3546)5217
FAX(3546)2095
e koho_01@city.chuo.lg.jp

凡例
問い合わせ(申込)先 HPホームページアドレス
Eメールアドレス

区の公式 SNS など



住宅に関する事業

高齢者などの居住支援

住宅住み替え相談

住み替えを考えている方を対象に公共住宅の案内など住宅相談を行っています。また、一定の要件に該当する住み替えの困難な高齢者には(公社)宅地建物取引業協会の協力を得て不動産協力店の紹介や支援を行っています。

相談日時

- ・毎月第1月曜日(一般相談)
- ・毎月第2・4火曜日(高齢者相談) 午後1時~4時(要予約)

相談員

(公社)東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の相談員、区職員(高齢者相談のみ)

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居

する際、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターの「あんしん居住制度」を利用する場合に、利用費用の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

- ・預かり金タイプは利用費用の2分の1
 - ・月払いタイプは事務手数料
- ◎詳しくはお問い合わせ下さい。

家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方
- ◎同居者は配偶者、満60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けて

- いる60歳未満の親族などに限りません。
- ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
- ・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)

助成額

保証料の2分の1

住宅住み替え相談について

住宅課計画指導係(一般相談)

☎(3546)5466

高齢者福祉課高齢者サービス係(高齢者相談)

☎(3546)5355

あんしん居住制度について

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター

事務所移転のため、11月25日(月)以降、問い合わせ先が変更になります。

11月21日(木)・22日(金)まで

☎(5466)2635

11月25日(月)以降

☎(5989)1784

家賃債務保証制度について

(一財)高齢者住宅財団

☎(6880)2781

あんしん居住制度利用助成および家賃債務保証制度利用助成について

住宅課計画指導係

☎(3546)5466

住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震改修などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、低利の融資が受けられるよう指定金融機関にあっせんします。

ただしこの制度を利用するには事前に金融機関の仮審査を受けていただく必要があります。

◎増築または改築工事で、建築確認申請を必要とする工事は対象となりません。またその他にも要件があります。

◎詳しくはお問い合わせ下さい。

住宅課計画指導係

☎(3546)5466

区立住宅・区立高齢者住宅・区営住宅 入居者募集

区立住宅

主に中堅所得世帯の方を対象とする住宅です。

主な申し込み資格

区内在住であること、または区内に2親等以内の親族が居住していること、同居親族がいることなど

区立高齢者住宅

満65歳以上(昭和29年12月3日以前別表

住宅区分	住宅名	募集戸数	間取り	面積	基準使用料(月額)	所得基準(年間所得)
区立住宅	晴海ガーデンコート	1戸	3DK	68.00㎡	139,810円	1,896,001円~14,400,000円
	京橋プラザ住宅(特公賃型)	1戸	3LDK	78.40㎡	174,900円	2,276,000円~6,244,000円(2人世帯の場合)
	京橋プラザ住宅(一般型)	1戸	2DK	50.30㎡	109,900円	1,896,001円~14,400,000円
区立高齢者住宅	堀留町高齢者住宅	1戸	1DK	41.70㎡	89,000円	0円~14,400,000円
	築地あかつき高齢者住宅	1戸	1DK	31.60㎡	68,000円	
区営住宅	勝どき住宅	1戸	1DK	32.60㎡	23,000円~81,600円	0円~1,896,000円(単身) 0円~2,276,000円(2人世帯)
		1戸	2DK	53.80㎡	37,900円~136,100円	0円~2,276,000円(2人世帯)
		1戸	3DK	59.30㎡	41,800円~153,000円	0円~3,036,000円(4人世帯)

◎今回の京橋プラザ住宅(特公賃型)は居室内で入居者の方がお亡くなりになった事実があります。

◎今回募集の住宅は、世帯の所得に応じた応能家賃です。

◎京橋プラザ住宅(特公賃型)、区営住宅は、世帯の人数に応じて所得基準が変動します。

◎区営住宅は、間取りによってお申し込みいただける世帯人数が異なります。1DKは単身または2人世帯のみ、2DKは2人以上世帯、3DKは4人以上世帯が申込可能となります。

◎所得とは、給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。

の生まれ)の1人暮らし、または高齢者夫婦など(2人世帯高齢者)の世帯を対象とする住宅です。

主な申し込み資格

区内に引き続き3年以上居住していること、自立して日常生活を営めることなど

区営住宅

主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。

主な申し込み資格

区内在住であること、決められた居住者数であることなど

共通

申し込み資格(所得基準)

世帯の所得が別表の所得基準の範囲内であること

募集する住宅と戸数

別表のとおり

申し込みのしおりなどの配布期間

12月2日(月)まで

◎配布期間中(土曜日は除く)に、区役所5階住宅課および日本橋・月島特別出張所で配布します。

◎11月24日(日)、12月1日(日)は区役所1階でのみ配布します。

◎区のホームページからダウンロードすることもできます。

申し込み方法

12月9日(必着)までに日本郵便(株)晴海郵便局留めの郵送で申し込む。

◎申し込みは、各住宅区分1世帯につき1通です。申し込み資格、住宅の所在地、間取りなど詳しくは申し込みのしおり、または区のホームページをご覧ください。

住宅課住宅管理係

☎(3546)5467

自転車の安全利用について

自転車は車の仲間です



原則として次の場合を除き車道を走らなければなりません。

- ・道路標識などにより、歩道を通行することができる場合
- ・運転者が13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方
- ・車道または交通の状況からみて、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合

自転車安全利用五則

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

ルール・マナーを守っていても、事故に遭う可能性があります。重傷事故を防ぐために、大人も子どももヘルメットを着用しましょう。

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、交通ルールを守らないと、重大な交通事故につながる恐れがあります。また万一の自転車事故に備え、保険に加入しましょう。

歩行者天国は自転車通行禁止

区内では銀座通り(中央通り)で歩行者天国が実施されています。歩行者天国は、歩行者道路として人と車を分離し、安心して楽しい散策やショッピングができるよう設けられたものです。

自転車は、降車し押して通行してください。

環境政策課交通対策係

☎(3546)5443

医療費や保険料の還付金詐欺にご注意ください

区役所職員などを装って、「医療費や保険料の還付金があります。キャッシュカードを持ってATMへ行き、還付金の手続きをしてください」という不審な電話が相次いで発生しています。

区では還付金に関して事前にお出しいただいた書類の確認などを除き、直接電話で口座番号を聞くことは絶対にありません。また、現金自動預払機(ATM)を使った医療費や保険

料の還付は行っていません。現在、区では「医療費」や「保険料」の還付金がある場合、電話ではなく通知を郵送し、指定された口座に振り込む方法をとっています。

主な手口例の紹介

手口例1

区役所職員を名乗る者から電話で、「医療費還付の申請書を郵送していますが、いまだ申請がありません。締め切りが今日の午前中なので、近

くのATMで手続きをしてください。申請方法はATMに行ったら電話で説明します。」

手口例2

区役所職員を名乗る者から電話で、「保険料の過払いがあります。以前、還付通知を郵送しましたが手続きがされていません。今、銀行名と口座番号を教えてください、還付金を振り込みます。後ほど銀行員から電話がありますので、指示を受けてください。」

保険年金課給付係

☎(3546)5360

マンションライフをより快適に

～分譲マンション修繕工事費等助成・相談事業～

中央区都市整備公社では、分譲マンションの建物の改修工事などに対する助成や管理組合に対する相談事業(別表1・2のとおり)を実施して

います。
◎詳しくは中央区都市整備公社のホームページをご覧ください。
◎申込書などは中央区都市整備公社

で配布している他、ホームページからダウンロードすることもできます。
☎中央区都市整備公社

☎(3561)5191
HP <https://www.chuoku-toshisei-bikosha.or.jp/>



別表1 分譲マンションの改修・修繕工事をする場合

事業名	内容	要件	助成対象	助成額・助成限度額
分譲マンション計画修繕調査費助成	大規模な修繕工事を計画的に取り組む目的で、建物などの調査診断を実施した場合に調査費の一部を助成	築8年以上経過し、現に住宅として使用している分譲マンションであること	・建物の防水、壁面、鉄部に関する調査 ・給排水管の調査	調査費の3分の1または助成限度額のいずれか少ない額 ・助成限度額 建物調査 60戸以下 25万円 61～120戸 36万円 121戸以上 47万円 給排水管調査 16万円
分譲マンション共用部分改修費用助成	分譲マンション共用部分の改修工事を行う場合に設計費用と工事費用の一部を助成	築20年以上経過し、現に住宅として使用している分譲マンションであること	・壁面の改修 ・鉄部の塗装・取り替え ・屋上などの防水 ・給排水管の更生・取り替え ・受水槽、高架水槽の耐震型への取り替えおよび感震器連動型止水弁の設置 ・エレベーターへの地震時管制運転装置の設置 ・昇降機耐震設計・施工指針(2009年版)に基づくエレベーターの耐震改修工事 ・防災備蓄倉庫の設置 ・防火水槽の設置	[設計費] ・助成対象工事にかかる設計費×2/3 ・助成限度額 10年間で100万円(申請は2回まで) [工事費] ・助成対象工事にかかる工事費×10%×2/3 ・助成限度額 10年間で1,000万円(申請は2回まで)
分譲マンション共用部分リフォームローン保証料助成	住宅金融支援機構の融資を受けて行う共用部分の改修工事に対し、保証料を限度額の範囲内で助成	・現に住宅として使用している分譲マンションであること ・住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォームローン」融資の承認を受けている管理組合であること ・マンション管理センターに債務保証を委託するものであること	住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォームローン」に対するマンション管理センターの債務保証に要する保証料	次のうちいずれか少ない額 ・マンション管理センターの債務保証に必要とする保証料の額 ・当該建物の住宅戸数に10,500円を乗じた額 ・助成限度額 70万円

別表2 分譲マンションの管理・運営に困ったら

事業名	内容	対象	申込方法	費用
マンション管理士派遣	分譲マンションの維持管理、大規模修繕、建て替えなどについて助言・提案などを行うマンション管理士を派遣	分譲マンション管理組合	申込書により、派遣希望日から2週間程度前までに区に申し込む。 ・派遣日 利用者の希望日 ・派遣時間 1回2時間程度 ・派遣回数 1管理組合につき同一年度内5回まで	無料
分譲マンションアドバイザー制度利用助成	東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「マンション建替え・改修アドバイザー制度」および「マンション管理アドバイザー制度」を利用する際に要する費用を助成		区にお問い合わせください。	受講料全額助成(※)
分譲マンション管理相談	分譲マンションの計画修繕や維持管理など、分譲マンション管理組合が抱える様々な問題に関する相談	分譲マンション管理組合、区分所有者	申込書により、相談希望日の1週間前までに区に申し込む。 ・相談日時 原則として毎月第2・4月曜日 午後1時～4時(予約制、1回1時間程度) ・相談場所 京橋プラザ2階	無料
すまいるコミュニティの提供	理事や区分所有者間の情報交換、お知らせや通知、スケジュールの表示、議事録などの資料の保管機能などを備えた会員制ウェブサイト	分譲マンション管理組合	区にお問い合わせください。	
分譲マンション管理組合交流会	分譲マンション管理組合代表者や区分所有者が相互に情報交換を行う会	分譲マンション管理組合の代表者(団体会員)および区分所有者(個人会員)	入会届により、区に申し込む。	
マンション関連図書類の提供	マンション管理に関連する実務書や法律の解説書、入門書、マニュアルなどの閲覧、貸し出し	区内在住者、分譲マンション管理組合役員、区分所有者	[利用場所] 中央区都市整備公社(マンション管理情報コーナー) [利用時間] 平日の午前9時～午後5時	

(※)テキスト代は助成対象外です。

中央区区内散歩 (第1～9集) 販売中

昭和60年度から平成22年度まで「区のおしらせ 中央」で連載していた「区内散歩」に中央区文化財調査指導員などが加筆し、より内容を充実させた「中央区区内散歩」を発売しています。

規格 新書判160～260ページ程度

各集の主な項目

- ・第1集 「下町の一年」「文明開化」「文学の小径」
- ・第2集 「江戸の面影」「近代化に向けて」「橋と賑い」
- ・第3集 「記念碑・文化財をめぐ

- って」「文明開化裏ばなし」「市民のくらし」
- ・第4集 「江戸の町となりわい」「近代文芸の原風景」「女性たちの活躍」
- ・第5集 「江戸近代への胎動」「外国人との出会い」「演劇の主役たち」
- ・第6集 「日本橋が生んだ文学」「海水館をめぐる人々一佃島・月島」「永井荷風と中央区」
- ・第7集 「中央区俳人群像」「自由人バロン・サツマ 薩摩治郎八」「水に生きた人びと」

- ・第8集 「夢二 永遠の女 笠井彦乃」「隅田川の水練場」「外国人が見た中央区」
- ・第9集 「関東大震災」「昭和初期の銀座」「戦時下の銀座」

価格

別表3のとおり

販売場所

- ・区役所1階情報公開コーナー
- ・郷土天文館「タイムドーム明石」
- ・女性センター「ブーケ21」
- ・京橋図書館「地域資料室」
- ・特別区自治情報・交流センター(千代田区飯田橋3-5-1)

☎広報課広報係

☎(3546)5216



▲中央区区内散歩(第1～9集)

別表3

名称	価格
中央区区内散歩 第1～4集	各500円
中央区区内散歩 第5・6集	各400円
中央区区内散歩 第7集	600円
中央区区内散歩 第8集	700円
中央区区内散歩 第9集	630円

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

経済センサス

基礎調査を 実施中

この調査は、事業所の活動状態などの基本的構造を全国および地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎的情報の整備を目的とし、現在、「調査員用端末」(タブレット端末)を持った調査員が調査を実施しています。

調査時期

- 令和2年3月まで
- ◎2カ月単位で区内を順次調査します。
- ◎12月～令和2年1月の第4期は、区内全域で調査を行います。

調査対象

区内全ての事業所や企業など

調査の方法

外観などにより名称・所在地・活動状態を確認し、その結果を調査員が調査員用端末に入力します。新たに把握した事業所には調査票を配布します。外観などにより確認できない場合は、近隣の皆さんに事業所の所在や活動状態について、お尋ねすることがあります。

回答の方法

同封した返信用封筒による郵送回答の他、パソコン・スマートフォンからのオンライン回答ができます。ID・パスワードは調査票の右上に記載しています。

調査の結果は大切な資料として、皆さんの暮らしや身近な地域、そして日本の未来のために役立てられます。皆さんの調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いします。

「かたり調査」にご注意を

「かたり調査」とは、政府が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、皆さんから個人情報などをだましとる行為のことです。統計調査員は、都知事の発行する「調査員証」を携帯しています。不審に思われた場合には、統計調査員に「調査員証の提示」を求めるか、

☎区民生生活課調査統計係

☎(3553)7313

「災害時地域たすけあい名簿 外部提供同意書」の発送

区では、災害時に自力で避難することが困難で特に支援を必要とする方を登録した「災害時地域たすけあい名簿」を作成しています。災害に備えるため、名簿に登録されている方のうち本人の同意がある方の名簿情報を、民生・児童委員、防災区民組織といった地域の「避難支援等関係者」にあらかじめ提供します。

11月下旬に、今年度新たに名簿の登録対象となった方へ、名簿情報の提供に関する「災害時地域たすけあい名簿外部提供同意書」を同封したご案内を発送します。内容を確認の上、名簿情報提供に同意される方は「同意書」を区へ返送してください。

対象

- ①75歳以上で1人暮らしの方
- ②要介護3～5に該当する方
- ③身体障害者手帳(第1種の記載があるもの)をお持ちの方と、言語・視覚・聴覚障害の全等級、肢体不

- 自由の1～3級に該当する方
- ④愛の手帳1～2度に該当する方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
- ⑥その他災害時に支援を必要とし、希望する方

名簿の提供先(避難支援等関係者)

- ・民生・児童委員
- ・防災区民組織(町会・自治会)
- ・区内の警察署および消防署
- ・介護サービス事業者

◎現在名簿に登録されていない方で、避難支援等関係者への情報提供を希望する方は、区へお問い合わせください。

◎名簿に登録されていても、平常時から水・食糧の備蓄や家具類転倒防止器具の取り付けなどを行い、自ら災害に備えましょう。

☎高齢者福祉課高齢者福祉係

☎(3546)5354

FAX(3248)1322

贈らない 求めない 受け取らない

みんなで
すすめよう!

「三ない運動」

政治家や候補者の寄附やあいさつについて、次のような行為は公職選挙法で禁止されています。

- ・政治家や候補者が、選挙区内の人にお金や品物を寄附すること
- ・有権者が政治家や候補者に対し寄附を出すように勧誘や要求をすること
- ・後援団体が、選挙区内の人に花輪・香典・祝儀などを出すこと
- ・政治家や後援団体が、新聞やテレ

ビなどに、あいさつを目的として有料の広告を出すこと

・政治家や候補者が選挙区内の人に、年賀状などの時候のあいさつ状を出すこと(答礼のための自筆のものを除く)

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

☎明るい選挙推進協議会(選挙管理委員会事務局)

☎(3546)5541

知ってください

ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう身に付けるマークです。

ヘルプカードとは

障害者手帳をお持ちの方、障害福祉サービスなどを受けている方、難病の方、自立支援医療を受けている方など、自分から「困っている」となかなか伝えられない方々が、日常生活や緊急時などに周囲に手助けを求めるために所持しているカードです。

ヘルプマークやヘルプカードを持っている方を見掛けたら

電車内で席を譲るなど思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークやヘルプカードを持っている方が困っていたら

- ・「どうしましたか」と声を掛け、ゆっくりと話し掛けてください。
- ・「ヘルプカード」を提示されたら、

カードに書いてある内容に沿った手助けや記載されている連絡先への連絡をお願いします。

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

配布場所

区役所4階障害者福祉課、福祉センター、中央区保健所健康推進課、日本橋・月島保健センター、日本橋・月島特別出張所

◎ヘルプマークは都営地下鉄各駅(一部を除く)、都営バス各営業所などでも配布しています。詳しくはお問い合わせください。

☎障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5389

FAX(3544)0505



▲ヘルプカード

▲ヘルプマーク

いきいき地域サロンに

遊びに 来ませんか

いきいき地域サロンは、外出の機会が少ない1人暮らしの高齢者や子育て中の方などが、マンションの集会所や公共施設に集まり、仲間づくりや交流を楽しむ場のことです。

活動内容

高齢の方や障害のある方、子育て中の方の交流を目的としたものや、介護者同士の情報交換、マンション内での見守りなど、サロンによってさまざまな活動を行っています。社会福祉協議会では、対象者であれば誰でも参加できるサロン活動をまとめた「中央区サロンマップ」を作成し

ています。まずはお近くのサロンに足を運んでみてください。

☎中央区サロンマップ

<http://bit.ly/2Vb3HVG>

いきいき地域サロンを立ち上げませんか

社会福祉協議会では、いきいき地域サロンの立ち上げや運営について、ご相談をお受けしています。活動団体に対しては、活動費の助成(年度30,000円以内)、傷害・賠償保険の加入などの支援を行っています。詳しくはお問い合わせください。

◎地域活動の立ち上げに特化した「地域の居場所づくり助成事業」も行っていきます。

☎中央区社会福祉協議会管理部地域ささえあい課

☎(3523)9295

☎sasae@shakyo-chuo-city.jp

中央区社会福祉法人連絡会地域公益活動

ポッチャ体験&福祉ちょこっと相談会

日時

11月23日(祝)
午後1時～4時(入退場自由)

会場

月島区民センター1階会議室 他

対象

どなたでも

内容

区内の社会福祉法人が連携して地域社会に貢献する取り組みとして、年齢や障害のあるなしにかかわらず楽しく参加できるポッチャの体験会と、福祉相談会を実施します。

講師

秋元妙美(パラリンピアン)

◎講師は変更になりました。

定員

100人(ポッチャ体験のみ、先着順)

費用

無料

申し込み方法

当日、受付で申し込む。

◎当日は手話通訳があります。

◎お手伝いが必要な方は事前にお知らせください。

☎中央区社会福祉協議会管理部庶務課

☎(3206)0506

FAX(3206)0601

☎shomuka@shakyo-chuo-city.jp



情報コーナー

遊ぶ 知る

学ぶ

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚
限り

往復はがきの場合は
返信用の宛名に〒・
住所・氏名を記入

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

- ◎**間に〒・住所が記載されていない場合の宛先は**
〒104-8404
築地1-1-1中央区役所
〇〇課〇〇係(間の宛名)
- ◎「電子申請も可」と記載されているものは
区のホームページの電子申請から申し込みも可能

施設

**3月分ヴィラ本栖・伊豆高原荘
申し込み**

施設名	ヴィラ本栖	伊豆高原荘
在住者優先 申し込み	専用はがき(区内在住者優先利用申込書) 12月14日(土)各施設必着 保養施設予約システム 12月1日(日)午前7時~14日(土)午後11時 抽選日 12月16日(月)	
空室申し込み (どなたでも 申し込みます)	保養施設予約システムによる申し込み フロントへの電話による申し込み 12月20日(金)午前0時~ 12月20日(金)午前10時~	保養施設予約システムによる申し込み 12月20日(金)午前0時~ 12月20日(金)午前10時~
	〒ヴィラ本栖フロント ☎0120-162312 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0555(87)2711	〒伊豆高原荘フロント ☎0120-151307 (東京23区内からのフリーダイヤル) ☎0557(53)1163

- ◎保養施設予約システムは、区のホームページや、区役所に設置してある利用者端末をご利用ください。
- ◎伊豆高原荘をご利用する際に禁煙室を希望される方、高齢者や身体に障害のある方で2階の部屋を希望される方は、施設に直接ご連絡ください。
- ◎伊豆高原荘では、伊豆高原駅から施設までどなたでもご利用できる送迎バスを運行しています。
- ◎区内4カ所からヴィラ本栖まで乗り換えなしで行ける便利な直通バスを運行しています。
- ◎利用者の人数に応じて、バスはジャンボハイヤーに変更する場合があります。
- ◎施設のご利用について詳しくは、区役所・区民センター・区民館などに置いてあるパンフレットをご覧ください。
- 〒地域振興課区民施設係 ☎(3546)5622
- 〒保養施設予約システム
<https://www.11489.jp/Chuohoyou/annai/>

女性センターの臨時休館

12月9日(月)は、館内消毒のため

休館します。
〒総務課女性施策推進係
☎(5543)0651

保健・医療・福祉

一時預かり保育事業

保護者の冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難になったときに、お子さんをお預かりします。

また、保護者の出産や緊急の入院などにより、一時的に保育が困難になった場合に、原則2日以上30日以内の範囲でお子さんをお預かりする緊急保育も実施しています。

[利用日時など]
別表1のとおり

[利用方法]
利用する施設で事前登録の上、利用日の前日までに利用申請書を提出してください。登録の際は健康保険別表1

証、乳幼児医療証、お子さんと送迎される方の写真を持参してください。

区立こども園の一時預かり保育
晴海こども園、京橋こども園でも一時預かり保育を実施しています。利用方法など、詳しくは直接こども園へお問い合わせください。

- ◎区のホームページで各施設の空き状況を確認できます。
- 〒子ども家庭支援センター事業係 ☎(3534)2103
- 子ども家庭支援センター日本橋分室 ☎(3666)4267
- 子ども家庭支援センター十思分室 ☎(3665)6530
- 晴海こども園 ☎(3534)3553
- 京橋こども園 ☎(3564)5532

実施場所	子ども家庭支援センター「きらら中央」	子ども家庭支援センター日本橋分室	子ども家庭支援センター十思分室
利用日	毎日(祝日、年末年始を除く)	月~金曜日(祝日、年末年始を除く)	
利用時間	午前9時~午後5時		
利用対象	区内在住の生後57日目から6歳までの未就学児		
定員	生後57日目~2歳未満 10人 (ただし0歳は4人まで) 2~6歳(未就学児) 10人 ◎緊急保育は2人	5人 ◎緊急保育は1人	8人 (ただし0歳は4人まで) ◎緊急保育は1人
利用料	1時間800円(緊急保育は1日2,000円) ◎緊急保育は所得要件に応じて利用料の減免制度があります。 詳しくはお問い合わせください。		
翌月分の 予約開始日	毎月15日 (祝日の場合はその翌日)	毎月15日 (土・日曜日、祝日の場合は次の平日)	

女性福祉資金の貸し付け

経済的自立と生活安定のため、必要な資金をお貸しします。

〒区内在住、かつ都内に引き続き6カ月以上居住している配偶者のいない方で、次のいずれかに該当する方

- ①25歳以上で、親・子・兄弟姉妹などを扶養している方
- ②25歳以上で、かつて配偶者のいない女性として児童を扶養していたことがあり、親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方

- ③40歳以上で、婚姻したことがあり、親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方
- ◎②、③に該当する方は、年間所得額が2,036,000円以下であることも必要です。
- [資金の種類と貸付限度額]**
別表2のとおり
- ◎申し込み方法、保証人、貸付利率、返済方法など詳しくはお問い合わせください。
- 〒子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350
- 別表2

資金の種類	貸付限度額
事業開始資金	2,870,000円
事業継続資金	1,440,000円
住宅資金	1,500,000円(※)
転宅資金	260,000円
医療介護資金	医療 340,000円(※)
	介護 500,000円
生活資金	月額 105,000円(※)
結婚資金	300,000円
技能習得資金	月額 68,000円(※)
就職支度資金	100,000円(※)
修学資金	月額 27,000円~ 183,000円
	就学支度資金 63,100円~ 590,000円

(※)貸付限度額には特例があります。

講座・催し物

**二十歳の記念
「新成人のつどい」**

区では、20歳を迎える皆さんの門出を記念して「新成人のつどい」を開催します。

この「新成人のつどい」は新成人を中心とする実行委員が企画・運営を行います。厳粛な式典と楽しい「つどい」の中で、これまでの20年間に感謝し、大人へのステップを共に祝いましょう。恩師の方々もお招きします。



- 〒令和2年1月13日(祝)
- ・受け付け 午前10時40分~
- ・式典 午前11時30分~(2時間程度)
- 〒ロイヤルパークホテル(日本橋蛸殻町2-1-1)
- 〒平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方
- 〒・記念式典(手話通訳があります)
- ・新成人のつどい
懇談(立食パーティー形式)や豪華景品が当たるアトラクション
- [案内状の送付]**
12月中旬に送付します(案内状に入場券を同封しますので、当日必ずお持ちください)。
- ◎区内にお住まいでも、転入手続きをしていないと「案内状」をお届けすることができません。転入手続きが済んでいない方は、早めに手続きをしてください。

- ◎対象者で「案内状」が届かない場合はご連絡ください。
- ◎「新成人のつどい」には、新成人以外の方は出席できません。
- 〒中央区新成人のつどい実行委員会事務局(文化・生涯学習課内)
☎(3546)5305

経営セミナー

- 〒12月20日(金)
午後2時~4時
- 〒区役所8階大会議室
- 〒区内中小企業経営者および従業員
- 〒商工業経営に役立つ専門知識の習得を目的とした経営セミナーです。
- [テーマ]**
中小企業経営者のための~生産性を向上する~「仕事の渋滞解消」
- [講師]**
(株)人材育成社取締役 芳垣玲子
〒100人(先着順)
- 〒無料
- 〒区役所7階商工観光課で配布する用紙に記入してファクスで申し込む。
- ◎申込書は区のホームページからダウンロードすることもできます。
- 〒商工観光課中小企業振興係
☎(3546)5487
FAX(3546)2097

天体観望会

- 〒部分日食を見よう!
- 〒12月26日(木)
午後2時30分~4時
- 〒場タイムドーム明石屋上
- 〒どなたでも
- 〒専門の解説員の解説を交えながら、望遠鏡や日食グラスを使い、部分日食を観察します。
- 〒無料
- ◎雨天、曇天の場合は中止です。
- ◎当日、時間内に直接屋上にお越しください。
- ◎時間内であればいつでも自由に観察できます。
- 〒郷土天文館「タイムドーム明石」
☎(3546)5537

**ほっとプラザはるみ
「クリスマスイベント」**

- 〒~ミニゲームとサンタさんへのお手紙作り~
- 〒12月24日(火)
午後2時~4時
- 〒場ほっとプラザはるみ
2階ミーティングルーム
- 〒小学校3年生以下(未就学児は、保護者同伴)
- 〒ミニゲームを楽しんだり、サンタさんへのお手紙やクリスマスリースを作ります。
- 〒30人(先着順)
- 〒無料
- ◎材料は施設が用意します。
- ◎当日、直接会場へお越しください。
- 〒ほっとプラザはるみ
☎(3531)8731

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

スポーツ

1～3月のスポーツ教室

場総合スポーツセンター
 因別表1のとおり
 ◎教室により実施回数が異なります。
 [申込期限]12月12日(必着)
 別表1

開催予定の教室	曜日	時間	回数	料金	定員
レディーススイミングI	月	午前10時～11時	各6回	各3,600円	25人
あさヨガ		午前9時～9時45分			
ピラティスストレッチ		午後2時15分～3時			
ジャイロキネシス基礎(背骨体操)	火	午後1時～1時40分	10回	6,000円	20人
キッズスイム⑤	木	午後3時～4時	各11回	各6,600円	30人
スイムレッスンI		午後7時～8時			25人
ノルディックウォーキング	土	午前9時30分～10時45分	9回	5,400円	24人

◎その他、楽しい教室を多数開催予定です。詳しくは館内掲示などをご覧ください。

◎申し込み多数の場合は抽選です。
 ◎申し込み方法については総合スポーツセンターのホームページをご覧ください。お問い合わせください。
 場総合スポーツセンター教室係
 ☎(3666)1501
 HP<https://www.chuo-sports.jp/>



都市計画(案)の公告・縦覧

名称	八重洲二丁目地区地域冷暖房施設の決定(案)
縦覧期間・意見書の提出期間	12月3日(火)～17日(火) 午前9時～午後5時(閉庁日を除く)
縦覧場所	区役所5階都市計画課
意見書の提出先	
意見書に関する注意事項	◎意見書は住所・氏名・電話番号を記入の上、提出してください。 ◎意見書を郵送で提出する場合は、12月17日(必着)です。 ◎提出された意見書は、法にのっとり、意見書の要旨を都市計画審議会に提出します。
問い合わせ先	都市計画課都市計画係 ☎(3546)5468

「第12回中央区観光検定」申し込み受け付け・公式テキスト販売中

中央区の歴史や文化、史跡・名所、観光スポットなど多分野にわたり出題される「第12回中央区観光検定」を受検してみませんか。今回のテーマは「1964そして2020へ」です。設問100問のうち10問はテーマに沿った問題が出題されます。

観光検定の過去問題は、観光協会ホームページ内にある「中央区観光検定deタイムアタック」で公開しています。

[検定日時]
 令和2年2月9日(日)
 午前10時30分～正午
 ◎試験時間は90分です。

[検定会場]
 コートヤード・マリOTT銀座東武ホテル(銀座6-14-10)
 定員300人(先着順)

[受験料]

・一般	3,000円
・団体(5人以上)	2,000円
・大学生・専門学校生	2,000円
・高校生以下	1,000円

◎全て税込価格です。

令和2年1月8日(消印有効)までに専用リーフレットまたは検定公式ホームページから申し込む。

◎リーフレットは、区内の一部書店または公共施設、中央区観光協会などで配布しています。

[合格者特典]

- ・名前入りの認定証「お江戸中央区“通”」を発行
- ・オリジナルの「ポストカード」、「千社札シール」、「江戸文字ぼち袋」をプレゼント
- ・希望者のうち、得点上位者から約30人を「中央区観光協会特派員」として登録(18歳未満の学生・中央区役所に勤務する職員などは除く)
- ・高校生以下の合格者には1,000円分の図書カードをプレゼント

◎特派員の主な活動内容として、特派員ブログで中央区の記事を発信したり、イベントなどでお手伝いをしていただくことがあります。また、特派員限定のツアーにもご参加いただけます。

[公式テキスト]
 区内の一部書店および中央区観光

情報センター、中央区観光協会販売中です(営業日は取扱店により異なりますのでご確認ください)。



▲公式テキスト

・「歩いてわかる中央区ものしり百科」(限定1,000冊) 区内の「まち歩き」にも役立つ万能テキスト(第11回の試験問題付き)です。検定終了後は、帯紙を外してガイドブックとしても利用できます。

価格 1,600円(税別)
 ◎在庫がなくなり次第、販売終了となります。

[その他]
 観光協会では、中央区を訪れる国内外の方が区内を安心・快適に観光できるよう、まち歩きガイドやイベントでの案内・通訳などをお手伝いいただく中央区観光協会観光ボランティア制度を設けています。



▲ポスター

第12回中央区観光検定に合格した方(18歳未満・高校生以下を除く)

◎募集内容など、詳しくは12月1日号の「区のおしらせ ちゅうおう」に掲載予定です。

場中央区観光協会
 ☎(6228)7907
 HP検定公式ホームページ
<http://www.chuoku-kentei.jp/>
 中央区観光協会ホームページ
<https://www.chuo-kanko.or.jp/>

[お詫びと訂正]
 「区のおしらせ ちゅうおう」11月11日号に誤りがありました。お詫びして訂正します。

7面「社会保険料は所得控除の対象」19行目

正 国民年金保険料
 誤 国民健康保険料

人口と世帯		11月1日現在
人口	住民基本台帳	167,617(うち外国人 8,462)
男		79,760(うち外国人 4,265)
女		87,857(うち外国人 4,197)
世帯		94,501

国保・年金

後期高齢者医療制度加入者へのジェネリック医薬品差額通知の送付

12月中旬に送付するこの通知は、現在処方されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、軽減される薬代の見込み額をお知らせするものです。ジェネリック医薬品を使うことで、医療の質を落とすことなく、皆さんの薬代の負担を軽くするとともに、後期高齢者医療広域連合が負担する医療給付費も低く抑えることができます。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

因・主に生活習慣病などの医薬品が処方されている方
 ・薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方
 ◎ジェネリック医薬品を使うときは、

医師や薬剤師にご相談ください。
 ◎この通知は、全ての被保険者の方にお送りするものではありません。
 ◎通知の受け取り後、特に手続きは必要ありません。
 場保険年金課給付係
 ☎(3546)5360

保険料休日納付相談 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度

日12月15日(日)
 午前10時～午後4時
 場区役所4階保険年金課
[受け付け方法]

窓口および電話で納付相談を受け付けます。納付が困難な場合は、そのままにせず、早めにご相談ください。
 ◎当日納付もできます。また、未納がある場合、区から電話で納付のお願いをします。
 場保険年金課収納係
 ☎(3546)5365

その他

受験生チャレンジ支援貸付事業

場中学校3年生、高校3年生などのお子さんのいる一定所得以下の世帯で、①～⑦の全てに該当する方

- ①世帯の生計中心者(20歳以上)であること
- ②世帯(父母など養育者)の総収入または合計所得金額が一定の基準以下であること(別表2のとおり)
- ③預貯金など資産の保有額が600万円以下であること
- ④現在居住している場所以外に土地、建物を所有していないこと
- ⑤都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること
- ⑥生活保護世帯でないこと
- ⑦世帯の構成員に暴力団員がいない

別表2
 総収入：給与収入と年金収入(年間)

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般		3,343,000円	3,864,000円	4,415,000円
ひとり親	3,018,000円	3,788,000円	4,415,000円	4,832,000円

合計所得金額：事業所得など(年間)

世帯人数	2人	3人	4人	5人
一般		2,160,000円	2,551,000円	2,992,000円
ひとり親	1,933,000円	2,850,000円	2,992,000円	3,325,000円

◎収入要件は、特別区市町村民税・都民税の課税証明書で確認をします。

凡例
 日時
 会場
 対象
 内容
 定員
 費用
 申し込み方法
 問い合わせ(申込先)
 HP
 ホームページアドレス
 Eメールアドレス

リハポート明石のご案内

～リハビリで在宅生活をサポートします～

リハポート明石では、要支援・要介護認定を受けている方が、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を継続できるよう、リハビリテーションなどを通じて、心身機能の維持・改善を支援しています。

まずは、通所(デイケア)や短期入所(ショートステイ)で施設を利用してみませんか。

施設ご利用の流れは別図のとおりです。

通所(デイケア)

施設に通う方に、リハビリテーションや日常生活の動作訓練、入浴・昼食などのサービスを行います。車での往復送迎もあります。

対象・コース

- ・要介護認定を受けている方
月・木曜日または火・金曜日コース
- ・要支援認定を受けている方
水・土曜日コース

定員

各コース30人

短期入所(ショートステイ)

ご家庭での介護が一時的に困難になった場合などで短期間入所した方に、看護や医学的管理の下での介護、機能訓練、日常生活の支援などを行います。

対象

要支援・要介護の認定を受けている方

入所期間

月14日以内

定員

20人

訪問リハビリテーション



▲リハポート明石の外観

施設に通うことが困難な方のお宅に、理学療法士・作業療法士が訪問して、医師の指示に基づくリハビリテーションを行います。

対象

要支援・要介護の認定を受けている方

入所

入所した方に、個々の状態に応じたリハビリテーション計画に沿い、看護や医学的管理のもとでの介護、機能訓練などを行います。また、入所中は料理やカラオケなどのレクリエーション、書道や水彩画などの趣味娯楽活動、フラワーアレンジメントなどのクラブ活動も行います。

対象

要介護認定を受けている方

入所期間

おおむね3カ月(状況に応じて6カ月まで延長可)

療養室

4人室、2人室、個室

定員

80人

介護老人保健施設リハポート明石

☎(3545)9911

(年末年始を除く月～土曜日の午前9時～午後5時)

トピックス

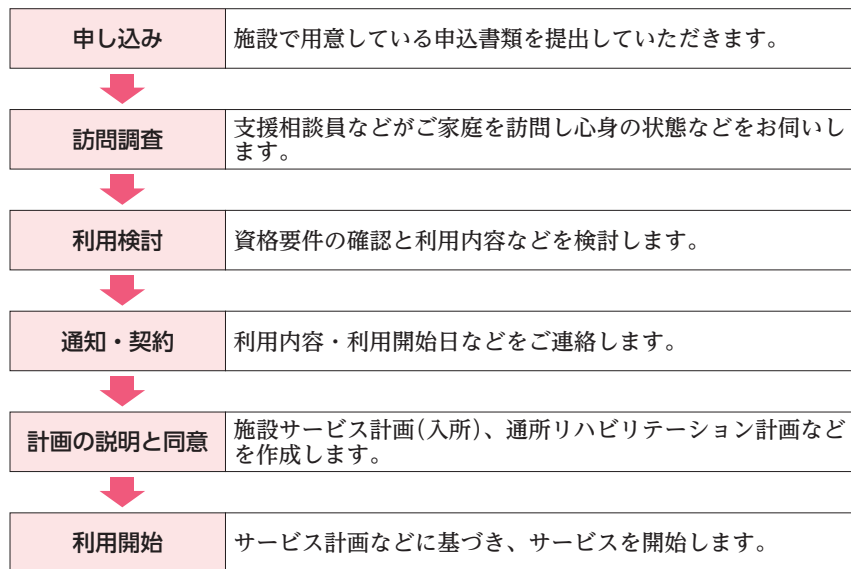


中央区まるごとミュージアム 2019

11月4日、爽やかな秋晴れの下「中央区まるごとミュージアム2019」が開催され、42の多彩な文化イベントが区内全域で繰り広げられました。その名の通り中央区の魅力「まるごと」堪能できるとあって、参加した皆さんは無料で運行された船やバスを利用して水辺の美しい景観や美術館などを巡り、見て・参加して・体験して、芸術の秋を存分に満喫していました。



別図 施設ご利用の流れ



◎必要により契約前にかかりつけ医作成の診療情報提供書をご提出いただくことがあります。

ふれあい広場

東京2020大会に向けて

区では、平成27年12月に中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会(以下、区民協議会)を設立しました。東京2020大会に向けて、区民、関係団体・機関および区が一体となって地域の発展に取り組んでいくため、関係者間の情報共有および連絡調整を強化するとともに、地域の自主的な取り組みの促進を図ってきました。今回はその区民協議会のボランティア検討部会で部会長を務める小川将さんにお話を伺いました。

東京2020大会開催まであと8カ月となりました。気運の高まりを感じられることを教えてください。

最近では都内各地でオリンピック・パラリンピックに関連するイベントが増えてきましたね。先日のラグビーW杯2019でも大変な盛り上がりを見せました。来年の東京2020大会もそれ以上の盛り上がりを見せて欲しいですね。私は、勝どき在住ですが、晴海に「選手村」ができてきて、いよいよ大会が近づいてきたなと感じています。



▲小川将さん

ボランティア検討部会に参加された経緯や引き受けられた時の気持ちを聞かせてください。

豊海小でPTA会長をしている関係で、部会にはPTAの代表として参加しています。豊海小は選手村から一番近い小学校ということもあり、お声掛けいただいた時は、素直に嬉しく思い、また自分に何かできることがあれば喜んで協力したいとお引き受けしました。

ボランティア検討部会の活動を教えてください。

部会でまず議題が上がったのが、ボランティアに関する区民への周知の仕方です。ボランティアに興味のある方が気軽に参加できるよう、環境整備をしました。具体的には、区のホームページにあるさまざまなボランティアに関する情報を整理する提案をしました。区民にとって分かりやすい情報発信が必要なので、ホームページの他に何か良い手段はないか模索中です。「折り鶴ウェーブ」や豊海小の「おもてなしルーム(仮称)」などについてもボランティア検討部会で検討されてきたそうですね。

そうなんです。折り鶴については、部会のメンバーから提案があり、日本の文化、平和への祈りを発信していきたいとの思いを多くの方にご賛同いただき実現しました。私も、折り鶴ウェーブのキックオフイベントで折り鶴を折ったのですが、なかなか上手に折ることができず恥ずかしい思いをしました。参加者は子ども連れの方や高齢の方、外国の方などさまざまで、その様子を見て、あらためて区の一体感を感じられる素晴らしいイベントだなと感じました。

おもてなしルーム(仮称)については、区とブ

ラジルオリンピック委員会との覚書が締結された後に話が出ました。ブラジルオリンピック代表のご家族、友人がくつろぐとともに日本の文化に触れていただくために豊海小の一部をおもてなしルーム(仮称)として使用するものです。具体的なことはまだ決まっていませんが、例えば、着物の着付けや茶道や華道などの伝統文化、こま回しやけん玉といった昔遊びを体験していただくなど、日本の文化を体感できる仕掛けが何かできればと思っています。

今後の活動に向けて、皆さんにメッセージをお願いします。

大会期間中は大会関係者や外国の方など多くの方が中央区を訪れます。京橋・日本橋・月島地域それぞれのまちの特色を生かしたおもてなしがあると思うので、歴史と伝統、文化、先進性の融合したまち中央区の魅力を感じただけでなく、それぞれの地域が知恵を出し合って最高のおもてなしができればと思っています。また、子どもたちにとっては異国の文化に触れる貴重な機会なので、多くのことを吸収して、国際感覚を養ってほしいと思います。

東京2020大会に向けて、皆さん一丸となって盛り上げていきましょう！



▲折り鶴ウェーブキックオフイベントの様子